

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従業者の明確化)

第3 乙は、業務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(従業者への周知)

第4 乙は、この業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関連規程に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従業者への監督及び教育)

第5 乙は、業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）も含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第9 乙は、業務を処理するために必要な範囲を超えて、乙が業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報記録された資料等がある場合には、甲の指示又は承諾があるときを除き、これらを複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第11 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(再委託先への義務等)

第12 乙は、甲の承諾を得て業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合には、乙と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して乙が甲に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等があるときは、この契約が終了し、又は解除された後直ちにこれらを甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告義務)

第14 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第15 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第16 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないとするときは、この限りでない。

(実地調査等)

第17 甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙の業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。ただし、実地に調査をすることが困難である場合には、甲は、乙に対し、それに代わる調査をすることができる。

(再委託先への実地調査等)

第18 乙が甲の承諾を得て業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合においては、甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認する

ために必要な範囲内において、乙と当該第三者との再委託に係る契約による当該業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査し、又はそれに代わる調査をすることができる。

(勧告)

第19 甲は、乙の業務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(外的環境の把握について)

第20 乙は、業務に関して知り得た個人情報をクラウドサービス等により国外で取り扱おうとする場合、その国・地域における個人情報の保護に関する制度を把握し、事前に甲へ報告しなければならない。甲は、報告を受けた時は乙に対し、個人情報に関する安全管理のために必要な措置を講ずるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第21 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反しているとき、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第22 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 「甲」は山形市立病院済生館を、「乙」は受託者をいう。